

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- ②いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ③けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導部会

校長、教頭、各学年生徒指導担当・教育相談主任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導・教育相談部会を設置し、定期的に（毎週月曜日）実施する。

また、必要に応じてスクールカウンセラーなどの参加を依頼する。

(2) 職員会での情報交換及び情報の共有化（共通理解）

職員会議で、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導方針等についての情報交換及び共通理解を図る。また、生徒指導部会で毎週出された各学年の情報は、パソコン上の「生徒指導部フォルダ」や、回覧用の「生徒指導ファイル」等で閲覧できるようにする。（情報の共有化）

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

毎月「生活アンケート」を実施し、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
また、各学級担任等は、「分かる授業」「できる授業」の実践に努めて生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努めるとともに、生徒の居場所づくりに努める。

(2) 道德教育の充実

- ・道德の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道德教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- ・毎月の「生活アンケート」実施後に学級担任による教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。
- ・毎学期、二者面談を行い、生徒の悩みに寄り添ったり、頑張りを認めたりする。
- ・スクールカウンセラーや「悩みごと相談員」に相談しやすい環境を整え、教育相談の充実に努める。

(4) 部活動や委員会活動の充実

部活動や委員会活動の中で、協力したり、協調したりする活動に取り組み、目標に向かって頑張りが、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

インターネットに関する使用状況等の現状把握に努める。また、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、そのほかのインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止したり効果的に対処する力を身につけられたりするよう、生徒には情報モラル講習会を実施し、保護者には懇談会や学校通信などで啓発活動を行う。

(6) 生徒主体のいじめ防止運動

いじめが起こる雰囲気無くすための「あいさつ運動」、クラスや学年で絆を深め合う「絆レ

クリエーション」、いじめについて考える「いじめ防止授業」、いじめについての共通理解を図る「いじめ防止集会」を担当や生徒会本部、生活委員会を中心に実施する。（いじめフォーラム、太田市いじめ防止こども会議への参加）

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

（１）保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。また、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実なに応じる。また、必要に応じて、教育委員会、他の中学校や児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

（２）毎月「生活アンケート」の実施

毎月「生活アンケート」を実施する。また、「生活アンケート」をもとに、一人一人の生徒と直接話をして、思いをくみ取る。

（３）生活ノート・日記指導

休み時間や放課後の課外活動の中での生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

（４）「たっちゅうライン」の実施

Classroom を使い、「たっちゅうライン」というフォームを使うことで、いつでも悩んでいることを訴えることができるようにし、生徒の希望に合った相談内容を把握し、一人一人の悩みを把握する。

5 いじめに対する早期対応

○いじめの疑いの情報があつた時やいじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、学校いじめ対策組織で会議を開き、対応を協議する。

○情報の共有や関係生徒への聞き取りを行い、事実の有無を確認する。

○「いじめ一報制」により、組織としていじめを把握し、早期対応に努める。

○いじめの事実が確認された場合は、学校いじめ対策組織において、指導や支援の体制・対応方針を決定する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

○単に謝罪をもって安易に解消とせず、以下の２つの要件をもっていじめの解消を判断する。

①少なくとも３ヶ月間、いじめが止んでいること

②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

6 重大事態への対処

（１）重大事態の定義

①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあつた場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

（２）重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。